

福岡県公報

令和3年5月21日
第201号

目次

告示 (第559号 - 第567号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○ふるさと寄附金指定代理納付者の指定	(税務課)	3
○ふるさと寄附金収納事務の委託	(税務課)	3
○ふるさと寄附金収納事務の委託	(税務課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○自動車税の収納事務の委託	(税務課)	4
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	7
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	10
○一般競争入札の実施	(施設課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	17
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	17
○落札者等の公示	(情報政策課)	17
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	18
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	18
公安委員会		
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	18
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	21
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活保安課)	23
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	24

告示

福岡県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年5月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木吉井線	朝倉市杷木志波3478番4先から 朝倉市杷木志波3475番1先まで

福岡県告示第560号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 区域の名称 千代町
- 区域の所在地 田川市千代町、大字奈良
- 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から22号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と22号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川市千代町	2003番121	1号

田川市大字奈良	2003番2	2号
	2011番1	3号
田川市千代町	2017番1	4号及び5号
	2003番110	6号
	2003番109	7号
	2043番4	8号
	2044番7	9号
	2003番60	10号
	2046番4	11号
	2046番1	12号
	2003番98	13号
	2003番113	14号及び15号
	2003番114	16号及び17号
2003番153	18号から22号まで	

福岡県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

福 岡 県 道	福 岡 県 道	福 志 前 岡 摩 原 線	前	糸島市志摩野北885番3先から 糸島市志摩野北856番8先まで	7.1 ～ 7.3	64.4
			後	糸島市志摩野北885番3先から 糸島市志摩野北856番8先まで	7.1 ～ 33.2	

福岡県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道	福 岡 県 道	福 志 前 岡 摩 原 線	前	糸島市志摩野北965番1先から 糸島市志摩野北953番6先まで	7.9 ～ 8.4	24.5
			後	糸島市志摩野北965番1先から 糸島市志摩野北953番6先まで	7.9 ～ 29.5	

福岡県告示第563号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社トラストバンク

(2) 所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

福岡県告示第564号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託する事務

ふるさと寄附金（コンビニエンスストア、ネットバンキング及びATM（ペイジー含む。）において納付されるものに限る。）

2 委託の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社トラストバンク

(2) 所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

3 委託した日

令和3年4月1日

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

福岡県告示第565号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託する事務

ふるさと寄附金（コンビニエンスストアにおいて納付されるものに限る。）

2 委託の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社エフレジ

(2) 所在地

大阪府大阪市北区大深町4番20号

グランフロント大阪タワーA

3 委託した日

令和3年4月1日

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

福岡県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年5月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

福岡

町川原
福岡線

糟屋郡新宮町大字原上1694番1先から
糟屋郡新宮町大字原上1624番2先まで

福岡県告示第567号

自動車税種別割（旧自動車税を含む。以下同じ。）の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税の種別割

2 委託の相手方

(1) 名称

福岡県自動車販売店協会

(2) 住所

福岡市東区千早三丁目9番23号

3 委託の内容

次の業務場所における自動車税種別割の収納事務

- 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館
- 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館
- 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館
- 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館

4 委託した日

令和3年4月1日

5 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール大牟田
- (2) 所在地 大牟田市岬町3番4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更届出書（令和3年2月9日付け）の記載どおりで問題ありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 コジマ×ビッグカメラ福岡春日店
- (2) 所在地 春日市須玖北一丁目1番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス春日店
- (2) 所在地 春日市昇町七丁目65番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アクロスモール春日
- (2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグコスモス黒木店
- (2) 所在地 八女市黒木町本分1214外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス久留米南店
- (2) 所在地 久留米市南三丁目257番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等

西側にある歩行者出入口は、駐輪場に近いため、構造によっては自転車が侵入するおそれがあると考えられるので、対策を検討すること。

- (2) 騒音の発生に係る事項

住宅が近隣にあることから、早朝における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業

については、作業員及び業者に対して、騒音防止の徹底に努めること。

室外機や排気口等は、住居・店舗等の立地状況を勘案しながら設置しているが、周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対応すること。

- (3) 廃棄物に係る事項等

特になし

- (4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

- (5) その他

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス宗像東郷店
- (2) 所在地 宗像市平井二丁目1068番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・ 周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

（危機管理課：0940-36-5050、教育政策課：0940-36-5099）

・ 歩行者の安全確保に十分配慮してください。

・ 児童生徒の通学に十分注意してください。

- ・ 工事中並びに開店後の前面道路駐車禁止の徹底をお願いします。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等
(環境課：0940-36-9092)
 - ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。
 - ・ ごみ減量及びリサイクルに努めてください。
 - ・ ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。
 - ・ 資源物回収ボックスの設置をお願いします（ボックスは市が貸与）。
- (4) 防災・防犯対策への協力（危機管理課：0940-36-5050）
 - ・ 駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行ってください。
- (5) 騒音の発生に係る事項（環境課：0940-36-1421）
 - ・ 騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮してください。
- (6) 街並みづくり等への配慮等（都市計画課：0940-36-1484）
 - ・ 建築物等は宗像市景観計画に適合したものとしてください。
 - ・ 屋外広告物については、設置前に許可を受けてください。路上への設置は道路占用となり、原則許可できません。
 - ・ 都市計画施設区域内において建築物を建築する場合や、都市計画法第62条第1項の規定による告示があった後の事業地内で都市計画法第65条に規定する行為を行う場合は、必要な手続きを行ってください。
- (7) 周辺農地への配慮等（農業振興課：0940-36-0041）
 - ・ 農作物への日当たり、夜間照明による光害、雨水の流入、工事中の粉じん等、周辺農地（農作物）へ影響を及ぼさないよう配慮してください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町南里六丁目454番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

来店による車の往来に伴う道路付近への影響（事故、渋滞など）がないように努力すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年4月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ミスターマックス糸島店

(2) 所在地 糸島市高田四丁目138番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
--------	----

オリックス不動産株式会社	代表取締役 深谷 敏成	東京都港区浜松町二丁目3番1号
--------------	-------------	-----------------

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号
未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年12月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,010平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地内	124
合計	124

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
A棟南側	20
合計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
A棟東側	65.0
B棟南側	17.5
合計	82.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
A棟内東側	22.99
A棟東側	44.10
合計	67.09

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前9:00	午後10:00
未定	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地南側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6:00から午後10:00

公告

解散した清算法人吉井第七土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
足立 武敏	うきは市吉井町福益1283番地2

泉 克弘	うきは市吉井町富永88番地
鎗水 英俊	うきは市吉井町福益1579番地
相良 正一	うきは市吉井町屋部679番地
足立 二夫	うきは市吉井町屋部442番地 1
平田 節男	うきは市吉井町屋部489番地 1
渡邊 数馬	うきは市吉井町福益1238番地
江崎 友昭	うきは市吉井町福益507番地
江藤 延雄	うきは市吉井町屋部414番地 5
西見 和久	うきは市吉井町富永1101番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 5 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志登字尾北512番 2、515番及び517番 2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区港二丁目12番 4 号 1 F
株式会社総合住建
代表取締役 山崎 祥生

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 5 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市玄望園14番の 2、15番及び17番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都港区虎ノ門二丁目10番 4 号
株式会社日本エスコン
代表取締役 伊藤 貴俊

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 5 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市石崎三丁目545番 8 の一部、549番 1 及び549番 5 から549番14並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市針摺中央一丁目 2 番 1 号
平島 勇夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 5 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字永岡223番 2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区大博町 2 番 7 号 宝州博多第Ⅱビル
作州商事株式会社

代表取締役 樺島 敏幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市井上字北薬師堂592番6、593番8、593番10及び593番14
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市井上593番8
平田 正孝

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
電子黒板等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にとっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にとっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にとっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にとっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年6月9日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
電子黒板等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年9月1日から令和9年8月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年6月30日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A
05	02	電気通信機器	AA・A
13	08	リース・レンタル	AA・A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ令和3年6月21日（月曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課財産・情報基盤係（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年5月21日（金曜日）から令和3年6月14日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する（但し、令和3年6月14日（月曜日）のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。）。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年6月30日（水曜日）午後3時00分
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階北棟 教育庁第1会議室
- (2) 日時
令和3年6月30日（水曜日）午後3時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of electronic blackboards and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit for Tender :
3 : 00 PM on June 30, 2021
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

大善寺南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
柿本 正信	久留米市大善寺町藤吉708番地
緒方 昭明	久留米市三潞町高三潞453番地 3
築島 一典	久留米市大善寺町黒田447番地 2
高木 清隆	久留米市大善寺町夜明1123番地
高木 正典	久留米市大善寺町夜明747番地 2
津留崎 義信	久留米市大善寺町藤吉761番地 1
古賀 英一	久留米市大善寺町黒田439番地 1
富松 博	久留米市三潞町高三潞1257番地 7
八山 保則	久留米市三潞町高三潞334番地

2 退任監事

氏名	住所
津留崎 明雄	久留米市大善寺町藤吉986番地 1
諸藤 一広	久留米市大善寺町夜明1223番地 2
田中 泰彦	久留米市三潞町高三潞21番地 1

3 就任理事

氏名	住所
柿本 正信	久留米市大善寺町藤吉708番地
諸藤 澄夫	久留米市大善寺町夜明1229番地 1
田中 泰彦	久留米市三潞町高三潞21番地 1
高木 正典	久留米市大善寺町夜明747番地 2
富松 敏雄	久留米市大善寺町藤吉707番地 1
築島 一典	久留米市大善寺町黒田447番地 2

古賀 英一	久留米市大善寺町黒田439番地 1
八山 保則	久留米市三潁町高三潁334番地
緒方 昭明	久留米市三潁町高三潁453番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
津留崎 義信	久留米市大善寺町藤吉761番地 1
富安 幹洋	久留米市大善寺町夜明446番地 5
山本 芳幸	久留米市大善寺町夜明80番地

公告

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
塚本 美知子	久留米市津福本町1108番地

2 就任理事

氏 名	住 所
塚本 篤行	久留米市津福本町1108番地
熊丸 年昭	久留米市梅満町624番地 4
山本 政輝	久留米市津福本町1596番地 2
浅野 一美	久留米市梅満町773番地
中原 弘光	久留米市梅満町818番地

3 就任監事

氏 名	住 所
宮原 恭明	久留米市津福本町2134番地
堀 久万男	久留米市梅満町1311番地 1

公告

宮ノ陣第一土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣町二丁目9番25号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣町二丁目7番5号
半田 秀利	久留米市宮ノ陣町三丁目1番5号
永田 訓祥	久留米市宮ノ陣町二丁目4番12号
宮崎 政信	久留米市宮ノ陣町二丁目8番6号
高尾 光次	久留米市宮ノ陣町二丁目12番2号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣町五丁目5番28号

2 退任監事

氏 名	住 所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣町二丁目4番5号
花田 和也	久留米市宮ノ陣町二丁目12番12号

3 就任理事

氏 名	住 所
-----	-----

宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣町二丁目9番25号
原口 輝俊	久留米市宮ノ陣町二丁目7番5号
半田 清	久留米市宮ノ陣町二丁目5番5号
宮崎 政信	久留米市宮ノ陣町二丁目8番6号
高尾 光次	久留米市宮ノ陣町二丁目12番2号
花田 和也	久留米市宮ノ陣町二丁目12番12号
笠 典紀	久留米市宮ノ陣町五丁目5番28号

4 就任監事

氏 名	住 所
吉田 正憲	久留米市宮ノ陣町二丁目4番5号
花田 俊男	久留米市宮ノ陣町二丁目2番75号

公告

城島町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
野田 耕助	久留米市城島町六町原278番地1
中園 正彦	久留米市城島町浜503番地
吉武 征勝	久留米市城島町下青木1054番地
野口 寧男	久留米市城島町下田212番地1
菊池 一幸	久留米市宮ノ陣一丁目2番11号

今村 勝	久留米市城島町檜津221番地
居石 博文	久留米市城島町原中牟田512番地
池松 和夫	久留米市城島町江上本1841番地
中村 信良	大川市大字下林658番地12

2 退任監事

氏 名	住 所
江頭 幹雄	久留米市城島町芦塚528番地1
塩塚 久夫	久留米市城島町大依19番地
富田 均	久留米市城島町西青木727番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
後藤 敬介	久留米市城島町江上上324番地
永尾 達生	大川市大字下青木374番地1
徳永 敏之	久留米市城島町下青木1085番地
山崎 和則	佐賀県三養基郡みやき町大字東津989番地2
江頭 益憲	久留米市城島町芦塚672番地2
榎本 満久	久留米市城島町芦塚554番地2
江島 和彦	久留米市城島町浮島430番地2
中園 直	久留米市城島町浜202番地1
澁田 隆俊	久留米市城島町原中牟田381番地
今村 利博	久留米市城島町檜津568番地
坂井 千幹	久留米市城島町大依218番地3
富田 徹	久留米市城島町上青木935番地4
過能 正弘	久留米市城島町江上本1673番地3

池松 和彦	久留米市城島町江上本509番地
後藤 勝吉	大川市大字下林597番地
末次 龍夫	久留米市城島町青木島292番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
森崎 一男	久留米市城島町浮島1132番地 1
池松 勲	久留米市城島町江上本339番地
坂井 秀彰	久留米市城島町城島682番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字伊田4924番13から4924番28まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市大字糶2345番地

九州ノザワ株式会社

代表取締役 加納 仁志

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページに掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正は、国土交通省が意見公募手続をとった上で改正を行った処分基準と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当する。

以上の理由から、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととした。

2 施行日

令和3年5月1日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宮若市	平成27年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	山口の一部	令和3年4月28日
新宮町	平成28年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字三代一部	令和3年4月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

情報システムアウトソーシング業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社Q Tnet

(2) 住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
170,564,900円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の名称
運転免許申請自動受付機購入契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日
令和3年4月13日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

日本電気株式会社九州支社

(2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
182,270,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
令和3年3月2日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年5月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類
公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区御供所町地内	令和3年4月15日から 令和3年4月30日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第95号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和3年5月21日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年7月9日（金）から同年7月16日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年7月14日（水）から同年7月16日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

15名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和3年6月7日（月）から同年6月9日（水）までの午前9時00分から午後4

時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了

証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第2条第1項第4号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第96号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和3年5月21日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年7月9日（金）から同年7月16日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（4日目の講習は午後0時10分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年7月15日（木）から同年7月16日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

6名

(2) 追加取得講習

15名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上の者

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間
令和3年6月7日（月）から同年6月9日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
ア 新規取得講習
(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面
a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）
b 履歴書
イ 追加取得講習
(ア) 前記5(3)アに掲げる書面
(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
ア 新規取得講習
34,000円
イ 追加取得講習
10,000円
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み

を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる

- 。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第3号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第97号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和3年5月21日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
機械警備業務管理者講習
- 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年8月4日（水）から同年8月6日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

- 3 受講定員
36名
- 4 受講申込手続等
- (1) 受付期間
令和3年7月19日（月）から同年7月21日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

- (3) 必要書類
機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通
※ 申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (4) 講習受講手数料
39,000円
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。
- 5 講習修了証明書の交付等
- (1) 講習最終日に修了検査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了検査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を

交付する。

6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第98号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和3年5月21日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所

令和3年9月2日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-------------	----------------	-------------------------------------

(2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和3年9月3日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和3年8月16日（月）から同年8月18日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

空港保安警備業務 1 級及び 2 級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。